

第二次大阪府 子どもの貧困対策計画

【大阪府子ども総合計画（事業計画第4章）】

（案）

計画期間：令和2～6年度

（子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画）

令和元年 12 月

第4章 子どもの貧困対策の推進に関する法律 に基づく都道府県計画

1. 策定の趣旨

大阪府においては、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組により、子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「子どもの貧困対策推進法」という。）第9条に基づき、平成27年3月に第一次子どもの貧困対策計画を策定しました。

第一次計画策定後、府では、府内全域を対象とした実態調査を行うとともに、調査結果を踏まえた課題の解決に向けて施策の総点検を実施し、具体的取組の強化を行うなど、庁内の各部局が連携して総合的に取組を推進しているところです。

また、行政のみならず、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むため、平成30年3月に「子ども輝く未来基金」を創設し、府民や企業等と連携した取組を進めています。

さらに、令和元年には、子どもの貧困対策推進法が改正され、市町村においても計画の策定が努力義務となるなど、地域における取組の重要性が増しています。

大阪府では、企業等とも連携しながら引き続き総合的な取組を進めるとともに、市町村における地域の実情に応じた取組を後押しし、すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来をめざすことができるよう、第二次子どもの貧困対策計画を策定します。

なお、計画については、本計画（大阪府子ども総合計画）とめざす方向が一致し、取り組むべき施策も重複することから、本計画における事業計画の1つとします。

2. 現状と課題

（1）子どもの貧困率（全国）

我が国の子どもの貧困率（※）は長期的な傾向として概ね緩やかに上昇し、平成24年には過去最高の16.3%となりました。平成27年には改善したものの13.9%（約7人に1人）と高い状況が続いています。

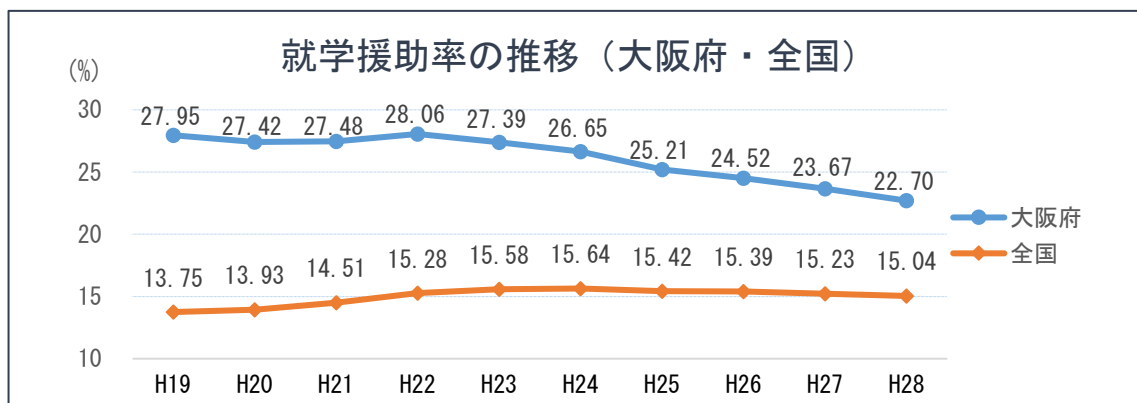
（※）子どもの貧困率
…1人あたりの可処分所得が中央値の半分に満たない所得で暮らす17歳以下の子どもの割合



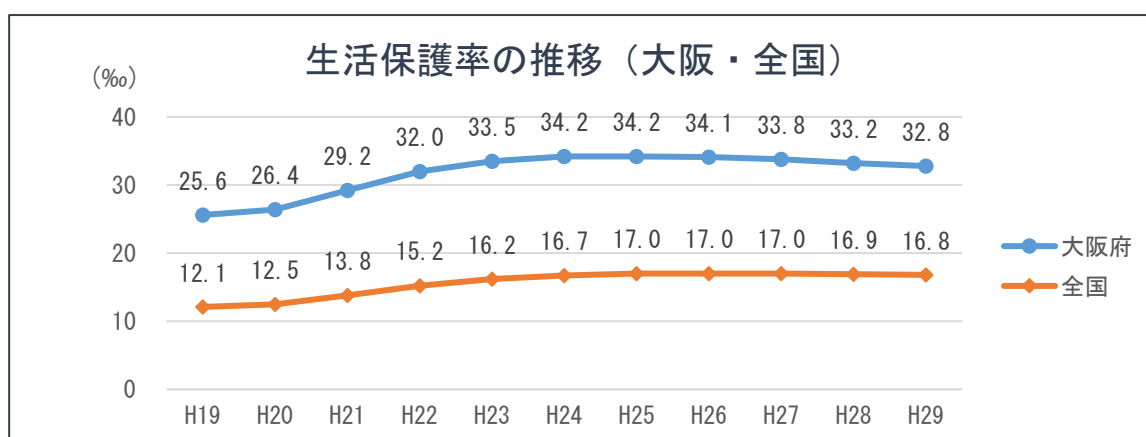
出典：国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）

(2) 就学援助率及び生活保護率

大阪府における就学援助率や生活保護率は減少傾向にあるものの、他の都道府県と比較して高い状況が続いています。



出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）



出典：大阪府の生活保護（大阪府社会援護課）

(3) 主な支援策の充実

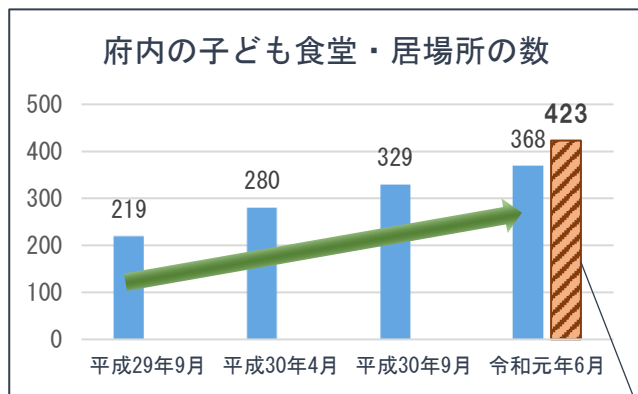
困難を抱える子育て世帯に対する支援として、生活困窮者自立支援制度における支援の強化や、子ども家庭総合支援拠点の設置促進等、支援の充実が図られています。

| 制度 | 概要 | 直近の動き・方向性等 |
|-------------|--|--|
| 生活困窮者自立支援制度 | 生活困窮家庭に対し、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援事業等を実施 | 子どもの学習・生活支援事業において、「生活習慣・育成環境の改善に関する助言」や、「教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整」をあわせて実施（平成31年4月～） |
| 子ども家庭総合支援拠点 | 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う | 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン：平成30年12月）により、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、令和4年度までに全市町村に設置する |

(4) 地域における居場所の拡がり

子どもの居場所については、放課後児童クラブ・児童館などの公的な取組に加え、子ども食堂をはじめとして、地域のボランティアやNPO等による自発的な取組が広がっています。

地域の居場所づくりでは、各地域におけるニーズや資源に応じ、食事の提供(子ども食堂)をはじめ、学習支援、遊びの場の提供、保護者の相談支援など、それぞれの実情を踏まえて、地域で子どもや保護者を見守る取組が実施されています。



※市町村への照会結果に基づく集計

子どもの居場所数
(子ども食堂を含む)

食事の提供(子ども食堂)の他に
居場所で実施されている主な取組

| | |
|--------------|---|
| 居場所 機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもどうしの遊びの提供 大人との交流の場の提供 読書、工作の機会提供など |
| 学習支援 | <ul style="list-style-type: none"> 個別学習支援 自学自習のサポートなど |
| 保護者支援 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て相談支援 など |

(5) 大阪府実態調査の結果

【平成28年度大阪府子どもの生活に関する実態調査】

平成28年度に府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」においては、子どもの学習習慣、体験の機会、進学希望、心身の状況など、生活の様々な面と世帯の困窮度に相関関係があることが明らかになりました。

また、困窮度の高い世帯においても就学援助を受けたことがないなど、利用できる支援制度を十分に活用できていないと考えられる世帯が一定数あることがわかりました。

調査対象：小学5年生及び中学2年生とその保護者(大阪府内全域) ※13市町と連携して実施

回答数：約50,000世帯(回収率：62.3%)

| | |
|----------------|--|
| 家計・収入・就業に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の概ね3分の1が赤字家計 困窮度Ⅰ(等価可処分所得127.5万円未満)の世帯で就学援助を受けたことがない世帯が約1割 困窮度Ⅰのひとり親世帯において児童扶養手当を受けたことがない世帯が約1割、養育費を受けている割合は約1割 非正規群に占める母子世帯は約7割 困窮世帯ほど、子どもに対して経済的にできなかったこと(子どもを習い事に通わすことができなかった、家族旅行ができなかった等)が多い など |
| 食事に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 家の大人と一緒に夕食を摂る割合については、世帯の経済状況によって差は見られないが、家の大人と一緒に朝食を摂る割合は困窮世帯ほど低い状況 など |
| 子どもの教育環境に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 困窮世帯ほど学習理解度について「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が低い 困窮世帯ほど授業時間以外の勉強時間について「まったくしない」の割合が高い 進学希望について、困窮世帯ほど「大学・短大・大学院」の割合が低い など |

| | |
|----------------|--|
| 子どものつながりに関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後ひとりている子どもは、困窮度にかかわらず約2割 ・困窮度が高いほど、家以外の大人や学校以外の友達と過ごす割合が低い ・7割近くの子どもの何らかの悩みを持っている ・困窮世帯ほど保護者の家にいる時間について、「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」「お子さんの夕食時間には家にいる」割合が少ない など |
| 親への相談支援に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・公的な機関への相談割合が低い ・はじめて親になった年齢が10代の場合、困窮度が高い層が8割を超える ・子どもの心身で気になることについては、困窮世帯ほど割合が高い傾向にある など |

【令和元年度大阪府子ども総合計画中間見直しに係る実態調査】

また、令和元年度に実施したインターネット調査においても、困窮世帯ほど子どもに対してできなかったことが多い、授業時間以外の勉強時間が短いなど、上記と同様の傾向がみられました。

加えて、困窮世帯ほど、同世代の保護者と話す場がないといった悩みを抱えている割合が高いことや、子育てについて相談する上で身近に感じている人・関係機関や、利用したことがあるサービスが少なく、周囲から孤立しがちになっていることがわかりました。

調査対象：就学前の子どもをもつ保護者 2,100 人、就学後(～18 歳)の子どもをもつ保護者 1,200 人

【主な結果】

○子育てをしていて困っていること（就学前）

…相対的貧困層はその他の層に比べ、収入の他に「同年代の子どもと遊ばせるきっかけがない」「祖父母と子育ての考え方が違う」「同世代の保護者と話す場がない」の割合が高い。

○子育てについて相談する上で、身近にある（感じられる）存在（就学前）

…家族、友人、保育所等の施設、公的機関など全ての項目において、相対的貧困層はその他の層に比べ、身近にあると感じている割合が低くなっている。

○これまでに利用したことがあるサービス（就学前）

…子育てサロン等の交流の場、子育て教育相談、利用できる行政サービスの情報提供など、ほとんどの項目において、相対的貧困層はその他の層に比べ、利用したことがある割合が低くなっている。

○平日授業時間以外に勉強をしている時間（塾などを含む）（就学後）

…相対的貧困層はその他の層と比べ、「まったくしない」「30分未満」の割合が高く、全体の約半数がこれに該当している。

○朝ごはんを食べる頻度、同居している大人と一緒に夜ご飯を食べる頻度（就学前・就学後）

…困窮度により大きな差は見られないが、相対的貧困層ほど、朝ごはんを「必ず食べる」「食べることが多い」割合はやや低く、夜ご飯を「ほとんど毎日大人と一緒に食べる」割合はやや高くなっている。

課題

- 地域において子どもや保護者を支援する体制の充実は図られている一方で、支援を利用できるにも関わらず十分に活用されていない状況があります。
- また、困窮度の高い世帯ほど、身近に感じられる人・機関や、利用しているサービスが少なく、周囲に頼ることや、支援の情報を得る機会が少ないことが窺われます。
- ➡ このため、支援が必要であっても自ら声をあげない、あげづらいケースがあることを念頭に置き、様々な場面において、子ども(保護者)に関わる方の気づきにより、困難を抱える子ども(保護者)を漏れなく支援や地域の見守りにつなぐ仕組みづくりが必要です。

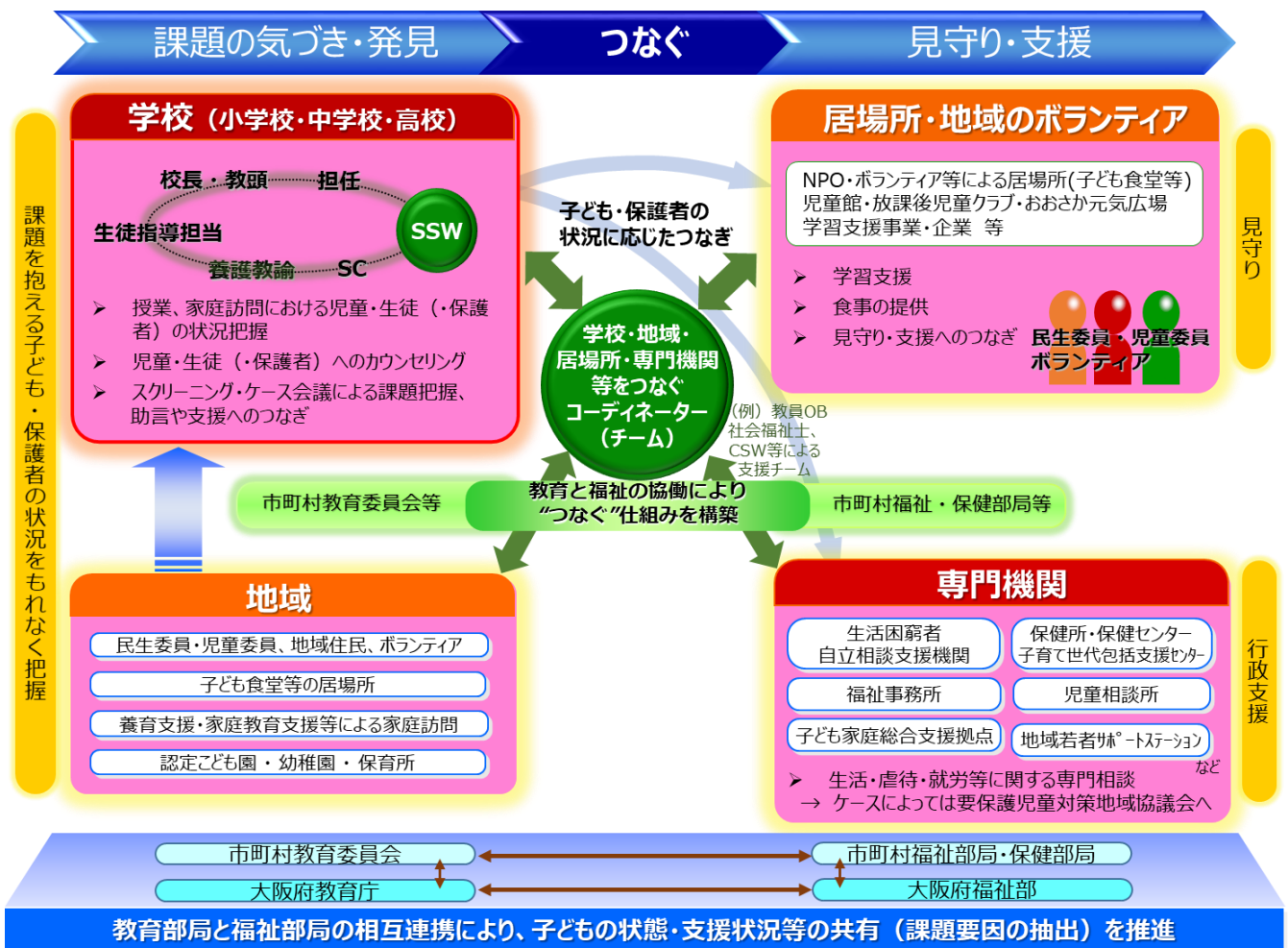
3. 子どもの貧困対策の方向性とポイント

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要であるため、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組を進めていきます。また、市町村と連携し、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図ります。

さらに、行政のみならず、子どもの貧困問題に社会全体で取り組んでいくため、民間企業や地域のボランティア等と連携した取組を推進していきます。

(1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム

学校は児童・生徒の日常的な学習の場であり、生活の様子など子どもの状況が現れる場所であることから、学校をプラットフォームとし、教育委員会、福祉・保健部局等の協働により、地域と連携し、貧困など困難を抱える子どもや保護者を地域の見守りや支援につなぐ取組を進めていきます。



(2) 子どもの居場所づくりへの支援

地域ボランティア等による居場所づくりは、各地域におけるニーズや資源に応じた多様な運営により、子どもや保護者の孤立を防ぎ地域で見守るとともに、子どもや保護者が抱える課題を見出し支援につなぐ場ともなり得る大変有意義な取組です。

一方で、運営の継続にあたっては、資金・人材の不足等といった課題があることから、大阪府では、地域における自発的な活動を尊重しつつ、これらの継続的な取組が拡がり、見守りを必要とする子どもや保護者が居場所につながるよう、支援していきます。

◇大阪府における「子どもの居場所づくり」

…地域の子どもたちを対象に居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて食事の提供や支援機関につなぐ取組を無償又は低額な料金を実施する取組

◇子どもの居場所づくりへの支援方針

■地域が主体となった取組への財政支援

- ・新子育て支援交付金を活用し、市町村における居場所づくりの取組を支援

■寄附金の活用・公民連携による取組

- ・子ども輝く未来基金を活用し、子どもの居場所を通じて、子どもの学習や体験活動を支援
- ・大学や企業等との連携により、ボランティアの派遣や寄贈品、体験活動等の提供を実施

■子どもを居場所や支援につなぐ仕組みの構築

- ・市町村と連携し、教育と福祉の協働により「見守りを必要とする子どもや保護者を居場所につなぐ」「居場所において課題を抱える子どもや保護者を発見した場合に、必要な支援につなぐ」仕組みの構築を推進

(3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成・子ども輝く未来基金の活用

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、「子どもの貧困を放置することは、子どもたちの将来に重大な影響を与えるだけでなく、社会的損失を招く」という基本認識のもと、行政のみならず、社会全体で課題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

大阪府では、大阪で生まれ育つ子どもたちが、将来の夢や目標を持ってチャレンジできるよう、企業等の協力のもと様々な体験の機会を提供するなど、公民が連携した取組を進めています。

さらに、府民や団体からの寄附を、子どもたちに直接提供できるものに活用するため、平成30年3月に創設した「子ども輝く未来基金」について、引き続き、様々な機会を通じてPRを行うとともに、子どもたちのために活用し、社会全体で子どもの未来を応援する活動が拡がるよう取り組みます。

子ども輝く未来基金を活用した主な取組

- ◇子どもの教育に関すること（子ども食堂等での学習支援に使用する学習教材の費用への支援など）
- ◇子どもの体験に関すること（自然体験・文化芸術活動・職場体験などに係る費用への支援など）
- ◇子どもの生活支援に関すること（児童養護施設で暮らす子どもへの支援、ひとり親世帯への支援など）

(4)市町村との連携強化・地域の実情把握

親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行うためには、地域での継続的な見守りや、課題に応じた支援に早期につなぐことが不可欠であり、市町村において、福祉、教育、保健部局など関係部局が協働して取組を進めていくことが重要です。

大阪府は広域自治体として、共通した課題への対応策の検討や取組モデルの共有を図り、市町村の取組を支援していきます。また、各市町村の取組内容や子どもに関する情報を把握・分析し、市町村において地域の実情に応じた取組が図られるよう、必要に応じて情報共有や助言等を行っていきます。さらに、地域ごとの特色や課題について考慮したうえで、府の支援策の検討や効果検証を行い、特に課題の大きい地域については重点的に取組が進むよう、市町村との連携を強化してまいります。

(5)関連施策との一体的な推進

子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進するため、取組にあたっては、生活保護法や生活困窮者自立支援法等のセーフティネットのための諸制度を一体的に捉え施策を推進します。

また、府の「ひとり親家庭等自立促進計画」や「社会的養護体制整備計画」、「地域福祉支援計画」等の関連性の高い計画と一体的に捉えて取り組んでいきます。

4. 具体的取組

府では、実態調査の結果を踏まえ、生活の安定に資するための支援、教育に関する支援、子どもや保護者の孤立を防ぐ支援など、総合的な取組を推進するため、下記の7つの視点で具体的な取組を進めていきます。

◆子どもの貧困対策に関する具体的取組の7つの視点

- 1 困窮している世帯を経済的に支援します（就労支援を含む）
- 2 学びを支える環境づくりを支援します
- 3 子どもたちが孤立しないように支援します
- 4 保護者が孤立しないように支援します
- 5 安心して子育てできる環境を整備します
- 6 健康づくりを支援します
- 7 オール大阪での取組

1 困窮している世帯を経済的に支援します(就労支援を含む)

○困窮している世帯への経済的支援

- ・生活保護制度
- ・生活困窮者自立支援制度
- ・生活福祉資金貸付制度

○子どもの養育・教育にかかる経済的支援

- ・児童手当
- ・乳幼児等医療費助成・新子育て支援交付金による市町村支援の実施拡充
- ・私立中学校等の授業料軽減(私立中学校等の修学支援実証事業費補助金)
- ・幼児教育・保育の無償化(施設型給付費等負担金等)

○ひとり親家庭への経済的支援

- ・児童扶養手当
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
- ・養育費確保に向けた支援

○ひとり親家庭等への就労支援

- ・母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ・OSAKAしごとフィールドにおける就業支援
- ・地域就労支援センターへのバックアップ
- ・ひとり親家庭の父母を対象とした職業訓練
- ・ハローワークとの連携
- ・民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ
- ・公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取組み
- ・ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進
- ・母子・父子福祉団体等への業務発注の推進
- ・母子・父子自立支援プログラム策定等事業
- ・ひとり親家庭の親と介護職場のマッチング
- ・ひとり親の資格取得に向けた支援

2 学びを支える環境づくりを支援します

○学びのための経済的支援

- ・就学援助制度
- ・高等学校等就学支援金事業・高等学校等学び直し支援事業
- ・大阪府私立高等学校等授業料支援補助金
- ・高等学校等奨学給付金事業
- ・奨学金制度の周知・啓発
- ・大阪府育英会奨学金貸付事業

○学校における学びを支える環境づくり

- ・スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化
- ・スクールカウンセラー配置による学校教育相談体制の充実
- ・高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み
- ・スクール・エンパワーメント推進事業
- ・キャリア教育推進モデル事業
- ・教育振興に資する教育活動に対する助成
- ・中退防止対策の推進
- ・高校生活支援カード
- ・就職支援指導の充実
- ・中学校夜間学級

○幼稚園等における学びを支える環境づくり

- ・幼稚園教育理解推進事業
- ・認定こども園等研修
- ・幼児教育推進指針の周知徹底と幼児期の教育・保育に関する研修の実施

○地域や家庭等における学びを支える環境づくり

- ・教育コミュニティづくり推進事業
- ・生活困窮者自立支援事業における学習支援事業
- ・子どもの学習支援の場への学生等の参加の促進
- ・家庭教育力向上事業
- ・教育センターによる教育相談

3 子どもたちが孤立しないように支援します

○地域において子どもを見守る体制の充実

- ・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
- ・子どもの未来応援地域ネットワーク形成事業

○放課後等の子どもの居場所づくり

- ・放課後児童クラブの整備
（放課後児童健全育成事業・放課後児童クラブ整備費補助金・放課後児童支援員等研修事業）
- ・ひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業）の推進
- ・学習支援事業
- ・公民連携による子どもの居場所への支援
- ・食材の有効活用に向けたシステム構築
- ・民間団体との連携による子ども食堂での相談支援等
- ・高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み【再掲】

○体験・交流活動の機会の創出

- ・花いっぱいプロジェクト
- ・水辺の楽校
- ・農空間なっとく出張教室
- ・森林環境学習 出前講座等「森の見える化運動」
- ・出前魚講習会
- ・輝け！子どもパフォーマー事業
- ・トップアスリート小学校ふれあい事業
- ・キッズスポーツ体験会
- ・万博記念公園での自然体験イベント

○子どもの自立支援

- ・社会的養護自立支援事業
- ・青少年自立支援事業
- ・少年サポートセンター等における立ち直り支援事業

4 保護者が孤立しないように支援します

○妊婦への支援

- ・「にんしん SOS」相談事業
- ・妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業

○相談支援・カウンセリングの充実

- ・保育所・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター）
- ・私立幼稚園キンダーカウンセラー事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子ども家庭センターによる相談支援
- ・人権相談・啓発等事業
- ・男女共同参画推進のための相談事業等
- ・「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた支援
- ・民間団体との連携による子ども食堂での相談支援等【再掲】

○家庭訪問、地域における見守り

- ・乳幼児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・訪問型家庭教育支援事業
- ・コミュニティソーシャルワーカーによる支援
- ・民生委員・児童委員・主任児童委員による活動

○その他

- ・家庭的養護の推進
- ・身元保証人確保対策事業
- ・母子生活支援施設
- ・企業との連携による子育て支援情報発信

5 安心して子育てできる環境を整備します

○子どもの預かり、保育体制の充実

- ・ファミリー・サポート・センター事業の推進
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）の推進
- ・一時預かり事業
- ・認定こども園整備事業、保育所等整備事業、小規模保育設置促進事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力開発事業

○保育にかかる経済的支援

- ・実費徴収に伴う補足給付を行う事業
- ・多子世帯・ひとり親世帯の保育料等利用における負担軽減

○生活・相談支援等

- ・利用者支援事業
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進
- ・公共施設の面会交流への活用
- ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度
- ・子育て世帯への府営住宅の優先入居（「新婚・子育て世帯向け募集」「親子近居向け募集」「福祉世帯向け募集」）

6 健康づくりを支援します

○食育・食環境の整備

- ・食環境整備事業
- ・おおさか食育フェスタ
- ・民間企業等との連携による食生活改善への取組
- ・乳幼児健診児の栄養指導
- ・保育所における食育の取組支援

○妊娠から子育て期の健康づくり支援

- ・子育て世代包括支援センターの全市町村展開（妊娠・出産包括支援推進事業）
- ・母子保健事業
- ・障がい・難病児童療育支援体制整備事業(保健所)
- ・妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業【再掲】
- ・乳幼児家庭全戸訪問事業【再掲】

7 オール大阪での取組

○市町村と連携した取組

- ・市町村のネットワーク構築
- ・子どもの貧困緊急対策事業費補助金
- ・新子育て支援交付金【再掲】
- ・地域福祉・高齢者福祉交付金（旧地域福祉・子育て支援交付金）

○民間企業や府民等と連携した取組

- ・子ども輝く未来基金
- ・経済界との連携

5. 計画の推進について

計画の実施にあたっては、庁内関係部局・室・課で構成する子どもの貧困を考える関係課長会議等を通じて、関係部局が連携を図るとともに、国や市町村と連携を図りながら総合的に推進します。

とりわけ、市町村との連携にあたっては、子どもの貧困担当課長会議等を通じて、府の支援策について情報提供を行うとともに、府内市町村の創意工夫による取組事例を共有するなど、市町村が地域の実情に応じた取組を進められるよう、後押ししてまいります。

また、進行管理については、適宜、大阪府子ども施策審議会へ進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図るなど、本計画（大阪府子ども総合計画）と併せて適切に行ってまいります。

子どもの貧困対策の推進体制

○子ども施策審議会子どもの貧困対策部会

（外部有識者）

子どもの貧困対策計画の進行管理及び検証・改善にかかる意見聴取・助言

○子ども・青少年施策推進本部

（本部長：知事、副本部長：副知事、本部員：各部長等）

子どもの貧困対策をはじめ、子どもや青少年に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための重要事項を協議

○子どもの貧困を考える関係課長会議

（関係課長）

子ども・青少年施策推進本部幹事会のワーキンググループとして、子どもの貧困対策についての計画に掲げた施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子どもの貧困対策を総合的に推進

6. 子どもの貧困に関する指標

- ▶ 大阪府においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する際の参考となる指標として、国の大綱に示された指標のうち、子どもの状況を示すものでかつ大阪府の数値が示せるものについては、子どもの貧困対策に関する指標として設定します。
- ▶ 施策に関する指標及びサンプリング調査等により都道府県のデータが示せないものについては、参考指標とします。
- ▶ また、これらに加え、大阪府の施策に関する指標を3指標、市町村の取組の推進に関する指標を1指標追加して設定します。

指標（子どもの状況を示す指標）

| | 指標 | 全国数値 | 内訳 | 大阪府数値 | 出所 |
|---|------------------------|----------------------|--|---|--|
| 1 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 93.7% (H30.4.1現在) | 全日制 67.2% 定時制 10.5% 通信制 7.3% 中等教育学校後期課程 0.1% 特別支援学校高等部 7.1% 高等専門学校 0.4% 専修学校の高等課程 0.9% | 96.1% (H30.4.1現在) 全日制 73.5% 定時制 5.1% 通信制 7.5% 中等教育学校後期課程 0.0% 特別支援学校高等部 7.2% 高等専門学校 0.5% 専修学校の高等課程 2.4% | 厚生労働省社会・援護局調べ (参考) 全児童の高等学校等進学率 99.0% (H30.4.1現在) |
| 2 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | 4.1% (H30.4.1現在) | | 3.8% (H30.4.1現在) | 厚生労働省社会・援護局調べ |
| 3 | 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 | 36.0% (H30.4.1現在) | 大学等 19.9% 専修学校等 16.1% | 43.8% 大学等 26.4% 専修学校等 17.4% (H30.4.1現在) | 厚生労働省社会・援護局調べ |
| 4 | 児童養護施設の子どもの進学率 | 中学校卒業後 | 高等学校等 94.1% 専修学校等 1.7% | 100.0% 高等学校等 100.0% (H30.5.1現在) | (全国) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ |
| 5 | | 高等学校卒業後 | 大学等 16.1% 専修学校等 14.8% | 32.9% 大学等 20.3% 専修学校等 12.7% (H30.5.1現在) | (大阪府) 大阪府家庭支援課調べ |
| 6 | 全世帯の子どもの高等学校中退率 | 1.4% (H30年度) | | 1.6% (H30年度) | 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 |
| 7 | 全世帯の子どもの高等学校中退者 | 48,594人 (H30年度) | | 3,897人 (H30年度) | 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 |

参考指標（都道府県データが示せないもの等）

| | 指標 | 全国数値 | 内訳 | 大阪府数値 | 出所 | |
|----|--|------------------------------|-----------------------|---------------------------------|------------------|--------------|
| 1 | 子どもの貧困率 | 13.9% (H27) | | 都道府県 データなし | 国民生活基礎調査 | |
| | | 7.9% (H26) | | 都道府県 データなし | 全国消費実態調査 | |
| 2 | ひとり親世帯の貧困率 | 50.8% (H27) | | 都道府県 データなし | 国民生活基礎調査 | |
| | | 47.7% (H26) | | 都道府県 データなし | 全国消費実態調査 | |
| 3 | 就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合) | 65.6% (H29年度) | | 72.1% (H29年度) | 就学援助の実施状況 | |
| 4 | 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 | 小学校 | 47.2% (H30年度) | | 41.9% (H30年度) | 就学援助の実施状況 |
| 5 | | 中学校 | 56.8% (H30年度) | | 65.1% (H30年度) | 就学援助の実施状況 |
| 6 | 高等教育の修学支援新制度の利用者数 | 大学 短期大学 高等専門学校 専門学校 | — (R2.4開始) | | — | |
| 7 | ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等） | 81.7% (H28.11.1現在) | | 都道府県 データなし | 全国ひとり親世帯等調査 | |
| 8 | ひとり親家庭の子どもの進学率 | 中学校 卒業後 | 96.3% (H28.11.1現在) | 高等学校 93.9% 高等専門学校 2.0% | 都道府県 データなし | 全国ひとり親世帯等調査 |
| 9 | | 高等学校 卒業後 | 58.5% (H28.11.1現在) | 大学等 41.9% 専修学校等 16.7% | 都道府県 データなし | 全国ひとり親世帯等調査 |
| 10 | ひとり親家庭の親の就業率 | 母子世帯 | 80.8% (H27) | | 都道府県 データなし | (全国) 国勢調査 |
| 11 | | 父子世帯 | 88.1% (H27) | | 都道府県 データなし | |
| 12 | ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 | 母子世帯 | 44.4% (H27) | | 都道府県 データなし | |
| 13 | | 父子世帯 | 69.4% (H27) | | 都道府県 データなし | |

| 指標 | | 全国数値 | 内訳 | 大阪府数値 | 出所 |
|----|-------------------------------|----------------|---|-------|---------------------|
| 14 | ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 | 母子世帯 | 42.9% (H28年度) | | (全国) 全国ひとり親世帯等調査 |
| 15 | | 父子世帯 | 20.8% (H28年度) | | |
| 16 | ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 | 母子世帯 | 69.8% (H28年度) | | 全国ひとり親世帯等調査 |
| 17 | | 父子世帯 | 90.2% (H28年度) | | |
| 18 | 電気、ガス、水道料金の未払い経験 | ひとり親世帯 | 電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (H29) | | 生活と支え合いに関する調査 |
| 19 | | 子どもがある全世帯 | 電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (H29) | | |
| 20 | 食料又は衣服が買えない経験 | ひとり親世帯 | 食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (H29) | | |
| 21 | | 子どもがある全世帯 | 食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (H29) | | |
| 22 | 子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 | ひとり親世帯 | 重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29) | | |
| 23 | | 等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 | 重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29) | | |

参考指標（大阪府の施策に関する指標）

| 指標 | | 全国数値 | 大阪府数値 | 出所 |
|----|------------------------------|-------------------------|--|--|
| 1 | スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 | 小学校 50.9% (H30年度) | 23.4% (H30年度) | (全国) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ (大阪府) 大阪府小中学校課調べ |
| 2 | | 中学校 58.4% (H30年度) | 23.0% (H30年度) | |
| 3 | スクールカウンセラーの配置率 | 小学校 67.6% (H30年度) | 100% (H30年度) 各小学校からの要請を受け、中学校配置のスクールカウンセラーが相談を受けられる体制がある | |
| 4 | | 中学校 89.0% (H30年度) | 100% (H30年度) | |
| 5 | コミュニティソーシャルワーカーの配置人数 | | 154名 (H30年度) | 大阪府地域福祉課調べ |
| 6 | スマイルサポーター数 | | 2,366名 (H30年度) | 大阪府子育て支援課調べ |
| 7 | 私立幼稚園キンダーカウンセラー事業 | | 127園 (H30年度) | 大阪府私学課調べ |

参考指標（市町村の取組の推進に関する指標）

| 指標 | |
|----|----------------------------------|
| 1 | 子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町村数 |